

労働政策審議会労働条件分科会における  
2020年度目標の年度評価（案）に対する意見募集の結果について

令和4年8月9日  
厚生労働省  
労働基準局労働条件政策課

厚生労働省において、労働政策審議会労働条件分科会における「2020年度 労働条件分科会における年度目標の年度評価について（案）」について、令和3年6月20日（月）から同年7月20日（水）まで意見の募集を行い、2件のご意見をいただきました。

いただいたご意見を整理し、別紙のとおり当省の考え方を取りまとめましたので、公表いたします。

なお、ご意見については、本意見募集の対象となる事項についてのみ、適宜要約して掲載しています。

貴重なご意見をお寄せいただきました皆様に、厚くお礼申し上げます。

番号	ご意見の概要	厚生労働省の考え方
1	<p>年5日の消化を基準とするという目標が低く、付与された有給の80%以上消化した割合等を調べれば壊滅的な結果となるであろう。また、年休消化を義務付けられた分、特別休暇が減らされている企業が疑われることを考慮に入れておかなければならない。</p> <p>自己申告による時間数の信頼度がどれほどあるのか考慮しなければならない。本来労働と認められるべき時間がタイムカードを切った後の残業、自己研鑽等の扱いにされ、過小評価されている可能性があるであろう。労基署による立入では違反率が高い値で推移している。労基法に対しての理解が深く対応できている企業は少なく、基本的に何かしらの違反がなされていることが考えられる中、自己申告によるデータがどれほど信頼できるものなのか疑問を持たざるを得ない。</p>	<p>ご意見として承ります。なお、年次有給休暇に係る目標は、常用労働者数30人以上の民営企業における全付与日数のうち、実際に年休を取得した全日数（繰越日数を含まない）の割合となります。</p>
2	<p>「働かされてる感」を持ったままでは、有給を完全消化しても労働者の健康は保てないし、キツキツの人員でやっている職場では、自分が有給を取ることによって、他にしわ寄せが来る場合も多いでしょう。「働けど働けど、我が暮らし楽にならず」を解消するために、総合的な経済対策は必須だし、日本（自分）の将来に希望が持てるようになれば、少々仕事がきつかるうが、労働者の心身の健康は今より改善するのではないのでしょうか。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>